

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

○北海道特定水産資源の採捕の停止等に関する規則……………（漁業管理課）	37
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	37

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	38
○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課）	38
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	38
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	38
○土地改良法による国営換地処分……………（農業施設管理課）	39
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	39
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	39
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	39
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	40
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	40
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	41

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	45
--------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	47
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	50
○特定調達契約に係る入札の公告……………	51

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	52
------------------------	----

規 則

北海道特定水産資源の採捕の停止等に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第102号

北海道特定水産資源の採捕の停止等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定水産資源の採捕の停止等）

第2条 知事は、法第33条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を直ちに告示するものとする。

2 前項の規定による告示があった場合において、それぞれ法第33条第2項各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度（法第11条第2項第3号に規定する管理年度をいう。）（当該告示において期間が定められたときは、当該期間）の末日までの間、当該告示に係る特定水産資源を採捕してはならない。

3 前項の場合において、知事が法第33条第2項各号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、当該各号に定める者は、当該告示をした日から当該告示に係る特定水産資源を採捕することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止）

2 北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年北海道規則第52号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、令和3年3月31日までの間、なおその効力を有する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第103号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28

号)の一部を次のように改正する。		6 一般競争入札の公告 令和2年9月25日付け北海道告示第590号	
第9条第1項第1号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	
附 則 この規則は、公布の日から施行する。			
告 示		北海道告示第766号 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。 その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係総合振興局に備え置いて縦覧に供する。 令和2年12月11日 北海道知事 鈴木直道 帯広地域の事項中「平成30年北海道告示第709号」を「令和2年北海道告示第671号」に改め、北見地域の事項中「平成17年北海道告示第244号」を「令和2年北海道告示第671号」に改める。	
北海道告示第765号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年12月11日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式（各1時間当たりの単価） (1) 除雪ドーザ（9トン（1.5㎡）級以上 汎用ブラウ） 339時間 (2) ダンプトラック（10トン級 排雪用差し枠） 566時間 (3) ホイールローダ（0.5㎡級以上 スノーバケット付） 191時間 (4) バックホウ（ホイール型0.45㎡級以上 スノーバケット付） 133時間 (5) ロータリー除雪機（10PS以上） 109時間 (6) 除雪作業員 811時間 2 落札者を決定した日 令和2年11月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社佐野重機 (2) 住 所 札幌市西区発寒5条5丁目3番12号 4 落札金額 (1) 27,000円 (2) 17,000円 (3) 10,000円 (4) 15,000円 (5) 11,000円 (6) 4,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		北海道告示第767号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。 令和2年12月11日 北海道知事 鈴木直道 土 地 改 良 区 名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要 新十津川土地改良区 福井谷貯水池 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 同 日進甲号貯水池 同 同 和歌貯水池 同 北海道告示第768号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（帯広川西地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和2年12月14日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の	

変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、浜頓別町東宗谷地区2工区の換地処分をした。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第770号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
美幌昭美	区画整理、暗渠排水	令和元.12.20
同 客土		平成30.12.20
同 除磔		同 30.12.10

北海道告示第771号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘198の3地先・159の1・206の1・208の1から208の3まで・227の2・373の1（以上1筆地先7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第773号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 砂川市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 砂川市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び砂川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 南黄金長和線 伊達市山下町131番2地先から 令和 2.12.11

北海道胆振総合振興局 同市館山下町61番5地先まで
室蘭建設管理部

道道 和寒幌加内線 上川郡和寒町字西和288番2地先から 同
北海道上川総合振興局 同郡和寒町字福原286番1地先まで
旭川建設管理部

北海道告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

滝川一の坂町1（Ⅱ－0－R1－001）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

滝川市一の坂町西1丁目、本町6丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

滝川本町1（Ⅱ－0－R1－007）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

滝川市一の坂町西1丁目、本町6丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

工業用水池4の沢川（Ⅲ－33－006）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

登別市川上町、来馬町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

工業用水池5の沢川（Ⅲ－33－007）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

登別市川上町、来馬町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

来馬川右の沢川（Ⅲ－33－011）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

登別市来馬町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

来馬1の沢（3－1－146）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

登別市来馬町、鉦山町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
来馬2の沢（3-2-147）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市来馬町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
来馬3の沢（3-3-148）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市来馬町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
来馬4の沢（3-4-149）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市来馬町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
来馬5の沢（3-5-150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市来馬町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年12月11日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前小浜1（Ⅲ-2-68-449）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字小浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前小浜2（Ⅲ-2-69-450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字小浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前清部5（Ⅲ-2-70-451）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字清部、字高野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前大津1（Ⅲ-2-71-452）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字大津、字高野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前大津2（Ⅲ-2-72-453）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字大津（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前大津3（Ⅲ－2－73－454） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字大津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前大津4（Ⅲ－2－74－455） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字大津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前江良4（Ⅲ－2－75－456） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字江良（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前札前2－(1)（Ⅰ－2－306－1344） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字札前（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前札前2－(2)（Ⅰ－2－307－1345） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字札前（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前館浜8（Ⅱ－2－201－984） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字館浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前館浜13（Ⅱ－2－203－986） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字館浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前札前6（Ⅱ－2－204－987） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字札前（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前館浜1（Ⅲ－2－57－438） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

松前郡松前町字館浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前館浜14（Ⅲ－2－59－440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字館浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前札前4（Ⅲ－2－60－441） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字札前（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前札前5（Ⅲ－2－61－442） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字札前（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前茂草8（Ⅲ－2－67－448） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字茂草（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前白神4（Ⅲ－2－45－426） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字白神（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前白神5（Ⅲ－2－46－427） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字白神（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前大沢6（Ⅲ－2－48－429） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字大沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前大沢7（Ⅲ－2－49－430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字大沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

松前上川 2 (Ⅲ - 2 - 51 - 432) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字上川 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前西館 (Ⅲ - 2 - 55 - 436) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字西館、字唐津、字松城 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前唐津 1 (Ⅲ - 2 - 56 - 437) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字唐津、字松城 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部元和 1 (Ⅰ - 2 - 462 - 1500) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字元和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝川一の坂町 2 (Ⅱ - 0 - R1 - 002) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 滝川市一の坂町東 1 丁目、大町 6 丁目 (次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝川一の坂町 3 (Ⅱ - 0 - R1 - 003) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 滝川市一の坂町東 1 丁目、大町 6 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝川一の坂町 4 (Ⅱ - 0 - R1 - 004) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 滝川市一の坂町東 1 丁目、一の坂町東 2 丁目、大町 6 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝川一の坂町 5 (Ⅱ - 0 - R1 - 005) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 滝川市一の坂町東 3 丁目、大町 6 丁目、緑町 7 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝川文京町 1 (Ⅱ - 0 - R1 - 006) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 滝川市文京町 1 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	---

	総合振興局告示及び振興局告示
次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 工業用水池3の沢川（Ⅲ－33－005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市川上町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ボン来馬左の沢川（Ⅲ－33－008） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市来馬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 来馬川左の沢川（Ⅲ－33－010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市来馬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ツツジ川（Ⅲ－33－014） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市新栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	北海道胆振総合振興局告示第80号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月11日 北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 根固めブロック 260個 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和3年3月22日（月） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年12月11日（金）から同月22日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051－8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和3年1月7日（木）午前9時30分（送付による場合は、同月6日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん

広域センタービル3階

(3) 電話番号 0143-24-9857

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Root hardening block 260

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., January 7, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than January 6, 2021)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9857

北海道宗谷総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月11日

北海道宗谷総合振興局長 竹花 賢一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 4台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年3月1日から令和9年2月26日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 北海道宗谷総合振興局総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備

されていることを証明した者であること。

- (5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月11日（金）から同月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階入札室
（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局総務課需品係）

- (2) 入札日時 令和3年1月6日（水）午前10時（送付による場合は、同月5日（火）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 9台分

イ 予定時期 令和3年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年7月21日付け北海道宗谷総合振興局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道宗谷総合振興局のホームページ（http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/buppin_kankei_nyusatu_baibai_tintaisyaku.html）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道宗谷総合振興局総務課需品係

- (2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号

- (3) 電話番号 0162-33-2910

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of personal computer 4 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 6, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 5, 2021)

C Contact : Administrative Division, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan

Phone : 0162-33-2910

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第155号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月11日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ（Ａ地区）	一式	8台分
イ パーソナルコンピュータ（Ｂ地区）	一式	52台分
ウ タブレット型端末（Ａ地区）	一式	103台分
エ タブレット型端末（Ｂ地区）	一式	64台分

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月11日（金）から同月17日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第2研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年12月24日（木）午後3時（送付による場合は、同月23日（水）午後3時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台分

イ 予定時期 令和3年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年1月24日付け北海道教育庁石狩教育局告示第10号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer (A zone) 8 sets
b Personal Computer (B zone) 52 sets
c tablet-type device (A zone) 103 sets
d tablet-type device (B zone) 64 sets

B Bid tendering date and time : 3:00 P.M., December 24, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 3:00 P.M., December 23, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第60号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月11日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	タブレット型端末（Chrome OS）（胆振西部地域）	一式	75台分
イ	タブレット型端末（Chrome OS）（胆振東部地域）	一式	70台分
ウ	タブレット型端末（Chrome OS）（北海道虻田高等学校）	一式	32台分
エ	タブレット型端末（Windows OS）	一式	27台分
オ	タブレット型端末（Microsoft Surface Go 2）	一式	8台分
カ	タブレット型端末（iPad Pro）（胆振西部地域）	一式	75台分
キ	タブレット型端末（iPad Pro）（胆振東部地域）	一式	79台分
ク	タブレット型端末（iPad Pro）（北海道苫小牧支援学校）	一式	40台分
ケ	パーソナルコンピュータ	一式	62台分
コ	パーソナルコンピュータ（MacBook Pro）	一式	5台分

アからコまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 限 令和3年3月31日（水）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年12月11日（金）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで

イ 申 請 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階胆振教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 令和2年12月22日（火）午前11時（送付による場合は、同月21日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年1月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9889
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- | | |
|--|---------|
| a Tablet Personal Computer (Chrome OS)(Iburi Western region) | 75 sets |
| b Tablet Personal Computer (Chrome OS)(Iburi Eastern region) | 70 sets |
| c Tablet Personal Computer (Chrome OS)(Hokkaido Abuta High School) | 32 sets |
| d Tablet Personal Computer (Windows OS) | 28 sets |
| e Tablet Personal Computer (Microsoft Surface Go 2) | 8 sets |

- | | |
|--|---------|
| f Tablet Personal Computer (iPad Pro)(Iburi Western region) | 75 sets |
| g Tablet Personal Computer (iPad Pro)(Iburi Eastern region) | 79 sets |
| h Tablet Personal Computer (iPad Pro)(Hokkaido Tomakomai Support School) | 40 sets |
| i Personal Computer | 62 sets |
| j Personal Computer (MacBook Pro) | 5 sets |
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 22, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 21, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁上川教育局告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。
令和2年12月11日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（上川B地区） 一式 4台分
(2) 落札者を決定した日
令和2年11月24日
(3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社サイトー
イ 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1-22
(4) 落札金額
759,000円
(5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(6) 一般競争入札の公告
令和2年10月30日付け北海道教育庁上川教育局告示第71号
- 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（上川A地区） 一式 18台分
(2) 随意契約の相手方を決定した日
令和2年11月24日
(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社サイトー
イ 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1-22

- (4) 随意契約に係る契約金額
3,674,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁留萌教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月11日

北海道教育庁留萌教育局長 上 田 哲 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 42台分
- 2 落札を決定した日
令和2年11月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社栄進堂
- (2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
- 4 落札金額
5,964,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年10月13日付け北海道教育庁留萌教育局告示第32号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地

北海道教育庁留萌教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月11日

北海道教育庁留萌教育局長 上 田 哲 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
道立学校校務用タブレット型端末 一式 46台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年12月11日（金）から令和3年1月8日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで、令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎4階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 令和3年1月15日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月14日（木）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatuu/nyuusatukokuji.htm）においてダウンロードすることができる。 8 一連の調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名 称 及 び 数 量 情報処理教育機器の賃貸借 一式 27台分 イ 予 定 時 期 令和3年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和2年4月17日付け北海道教育庁留萌教育局告示第18号 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織	<table border="1"> <tr> <td> (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 (3) 電 話 番 号 0164-42-8764 </td><td> 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet Devices 46 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 15, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 14, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan Phone : 0164-42-8764 </td></tr> </table> 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第549号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年12月11日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 アグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）2年定期点検 一式 2 落札を決定した日 令和2年11月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 中日本航空株式会社 (2) 住 所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地 4 落札金額 36,300,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年9月25日付け北海道警察本部告示第425号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目	(1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 (3) 電 話 番 号 0164-42-8764	12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet Devices 46 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 15, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 14, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan Phone : 0164-42-8764
(1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 (3) 電 話 番 号 0164-42-8764	12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet Devices 46 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 15, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 14, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan Phone : 0164-42-8764		